

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

県の労務単価の取り扱い等について（情報提供）

標記の件について、去る 4 月 2 日に県土木部と打合せを行いましたので、その結果についてお知らせします。

1. 平成 2 5 年度労務単価が引き上げられたが、その適用の時期について
 - ・平成 2 5 年 4 月 1 日以降に積算開始する工事から適用する。
 - ・したがって、年度当初発注の工事は旧単価のものも一部存在するが、極力新単価となるよう対応している。
2. 「補正」等の旧単価で発注した工事の労務費のスライド適用について
 - ・「単品スライド」は鋼材・燃料油等の資材が対象になっている。
 - ・労務費も対象となるインフレスライドは被災 3 県にのみ適用されている。
 - ・本県もスライド条項に該当するかどうか早急に検討する。
3. 低入札調査基準価格の引き上げについて
 - ・7 月 1 日以降公告の W T O 工事から適用できるよう準備している。
 - ・国の制度と同じレベルになるよう考えている。
4. 総合評価における事故ペナルティー「－ 1」の廃止について
 - ・平成 2 5 年度 4 月 1 日以降公告の工事から廃止している。
5. 県知事と協会（本部）の「災害支援協定（広域支援）」について
 - ・現在の支部協定を活かした形での「広域協定」を締結する方向で内容を検討している
6. 若手技術者・技能者の確保育成のための取組について
 - ・今般労務費が引き上げられたが、後継者育成のためにきちんと支払われていくことが重要であり、それぞれの役割をきちんと果たしていく必要がある。

